

一般会計からの繰出金に係る繰出基準について、法令に基づかない任意性のある基準について見直します。また、法令で一般会計からの繰出時期が義務付けられている場合を除き、当面内部留保資金・繰越金で事業継続が可能な場合には、緊急避難措置として、一般会計から繰出を停止します。

一般会計からの貸付金のうち、無利子貸付については有利子化を検討します。また、民間からの資金調達に変更することを検討します。さらに、過去の一般会計からの貸付金で未償還金については繰上償還を検討します。

ウ.その他の経費

しまね市町村総合交付金

地方分権に対応して、県と市町村の役割分担を図る観点から、政策目的を達したのから段階的に縮減・廃止します。

例...農村整備推進交付金、農業集落排水事業推進交付金、公立病院施設整備支援交付金など

民間社会福祉施設整備の借入資金助成

民間施設整備の誘導策として30年以上経過し、目的が概ね達成されつつあること、介護保険制度の導入等社会福祉法人の経営基盤の強化が図られたこと等から、より支援が必要なものに限定することとし、対象施設の大幅削減、利子補給の廃止及び補給率の削減を平成18年度から実施します。

3 財源の確保

【収支改善目標額(一般財源):10億円程度】

(1)県税収入の確保

課税自主権の活用

核燃料税の更新(次期課税期間:平成17年度から平成21年度まで)

現行の核燃料税は、平成16年度で課税期間が終了しますが、原子力施設の立地に伴う財政需要の増加等を踏まえて、税率(現在7%)を引き上げた上で課税期間を更新することを検討します。

産業廃棄物減量税の導入

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「産業廃棄物減量税」を平成17年度から導入します。

- ・納税義務者 産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者
- ・課税標準 最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
- ・税率 1トンにつき1,000円(経過措置 1年目:333円、2年目:666円)
- ・有効期限 5年間
- ・税収規模 約2億7千万円程度(試算値)

水と緑の森づくり税(仮称)の検討

広く県民が享受している森林の公益的機能を再生し、水を育む緑豊かな森をつくり次の世代に引き継ぐため、県民のアイデアと参加を得て新たな取組を推進する一環として、「水と緑の森づくり税」(仮称)の導入を検討します。

- ・課税方式 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
- ・納税義務者 個人:1月1日現在で県内に住所等を有する者
法人:県内に事務所等を有する法人等
- ・税率 個人:年500円(現行の個人県民税均等割額年1,000円に500円を加算)
法人:均等割額の5%相当額
- ・税収規模 約1億9千万円程度(試算値)

超過課税の検討

前項の「事務事業の見直し・削減」により、200億円程度の収支改善を図ることを基本としますが、これによる行政サービスの低下について県民の理解を得ることが困難と考えられる場合には、県単独の施策の廃止・縮減にかえて、最大50億円程度の規模で一部の税目に超過課税を導入し、県民の皆様にご負担をいただくことにより、県単独の施策を存続することも検討します。

経済活性化による増収

産業活性化、雇用創出など税源涵養に資する施策を積極的に推進し、経済活性化により県税の増収を図ります。

減免基準のさらなる見直し

社会経済情勢の変化等を勘案し、税負担の公平を図る観点から、平成14年度と平成15年度に法人県民税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税の減免基準を見直ししましたが、今後さらなる見直しを検討していきます。

滞納額の縮減

総務事務所全職員による滞納整理や差押・公売を中心とした滞納処分の実施など、より強力な滞納対策を行います。

(2)受益者負担の適正化

使用料・手数料の見直し

- ・職員宿舍使用料について、国家公務員宿舍の例に準じて改定します。
- ・監査委員からの指摘を踏まえ、職員宿舍駐車場・県営住宅駐車場の使用料の徴収について検討します。
- ・公の施設に係る使用料について適正化を図ります。

各種事業に係る受益者負担の導入

受益者を限定して継続実施する研修会・セミナーの有料化など、各種事業に係る受益者負担の導入を検討します。

(3)その他

県有財産の売却促進や短期的貸付

過去に庁舎・宿舍等で使用され、現在その用途を廃止し未利用となっている普通財産について、今後も公共的な利用が見込まれない財産については、一般競争入札等により売却します。

また、今後の組織や施設の統廃合によりその用途が廃止され未利用になることが想定される財産については、さらなる遊休財産が生じないように事前に跡地等処分計画を策定し、早期の処分が図られるようにします。

未利用となっている普通財産の土地や建物等について、その貸付を希望する民間企業や各種団体等に対して、1年を超えない短期間において有料貸付を行い収入の確保に努めます。

宝くじの販売の促進

宝くじ収益金は、県にとって貴重な財源であり、インターネット等による普及宣伝活動の強化に努めるなど、宝くじの売上増を目指します。

使用料等の滞納額の縮減

滞納額の大きい県営住宅使用料や各種貸付金元利収入等、県税以外の滞納についても、滞納実態に応じた適時適切な債権確保の取組を一層強化し、徴収率の向上に努めます。

緊急避難措置

今後の構造的収支不足額450億円程度のうち、まず平成18年度までに上記1～3の取組により、300億円程度を圧縮することを目標とし、残りの150億円程度については、下記の緊急避難措置を講じることにより、基金の取崩しを可能な限り圧縮し、基金残高の確保を図ります。

特定目的基金の活用

財源不足の調整に用いる3基金（財政調整基金・減債基金・大規模事業等基金）の枯渇が見込まれる中で、その他の特定目的基金（ ）の取崩しにより臨時的な財源の確保を図ります。

…具体的には、教育文化振興基金、しまね環境基金、ふるさと雇用創出基金、スポーツ振興基金、東京宿泊施設管理基金及び景観づくり基金をいい、平成16年度末の残高見込みは、合計で170億円です。